

社会保険病院並びに厚生年金病院の基盤確立法案の早期成立を求める意見書

「消えた年金」問題や国民年金基金の運用と称した不採算施設問題など、社会保険庁の様々な問題点が明るみになる中、平成19年に「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立した。この法律により、年金福祉施設等は譲渡または廃止等の業務を行う独立行政法人 年金・健康保険福祉施設整理機構（略称：R F O）のもとに置かれることとなり、本市に所在する健康保険諫早総合病院も、その管理下に移ることとなった。

R F Oの下で年金福祉施設等の売却は進められたものの、全国で地域医療を担っている社会保険病院や厚生年金病院においては、その公的な使命を含んだ診療機能を維持したままの売却は全く進まず、その方針の限界が明らかになってきているところである。本市においても健康保険諫早総合病院が果たしてきた社会的使命を鑑み、その診療機能を存続させる方策を模索してきたが、未だ展望を見出せない状況が続いている。

こうした中、民主党政権下で社会保険病院等存続の方針が出され、先の通常国会に「独立行政法人 地域医療機能推進機構法案」が提出されたが、廃案となってしまった。その後の特別国会では、現在のR F Oの期限切れを防ぐ法案が超党派の動きによって成立したが、あくまでも過渡的な措置であり、社会保険病院等の経営基盤は譲渡先の見つからぬままR F Oに留め置きとなる、宙ぶらりんな状態が続いている。

地域医療の中核として、医療を担うにあたっては、しっかりとした基盤の確立が必要である。また、現在各地で社会保険病院等が果たしている医療の役割を鑑みるに、民間譲渡による大幅な診療内容の後退や、譲渡先が見つからぬゆえの廃止は、地域住民から医療を奪うという由々しい事態を起さしかねない。

よって、一日も早く、社会保険病院等の経営基盤を確立する法案を国会において成立させていただくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成22年9月27日

諫 早 市 議 会